



議案第三十八号

吉尾地区小規模排水対策特別事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾四年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

一 事業の名称及び工事名	二 施行場所	三 工事の概要	四 事業費	五 事業の実施方法	六 工事の時期
小規模排水対策特別事業	吉尾地区暗渠排水及び農道舗装工事 東伯郡三朝町大字吉尾地内	暗渠排水 五〇ヘクタール 農道舗装 二〇〇〇メートル	二、二二〇、〇〇〇円	請負	昭和五十四年度